

現 行	修 正 案	頁																
<p>第1章 総 則</p> <p>第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定めるものとする。 この考え方を踏まえ、本県において防災対策を重点的に充実すべき地域は<u>浜岡町</u>、<u>御前崎町</u>、<u>相良町</u>、<u>小笠町</u>及び<u>大東町</u>（以下「<u>関係町</u>」という。）の全域とする。</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、県、<u>関係町</u>、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、静岡県地域防災計画（一般対策編）第1章第3節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>4 消 防 機 関</p> <table border="1" data-bbox="138 707 1061 912"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相良町外2町広域施設組合消防本部 小笠地区消防組合消防本部</td> <td>1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 静 岡 県</p> <table border="1" data-bbox="138 986 1061 1134"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 <u>関係町</u>の原子力防災対策に対する助言及び協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 <u>関係町</u>（<u>浜岡町</u>、<u>御前崎町</u>、<u>相良町</u>、<u>小笠町</u>、<u>大東町</u>）</p> <table border="1" data-bbox="138 1235 1061 1353"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 <u>町</u>災害対策本部の設置</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	相良町外2町広域施設組合消防本部 小笠地区消防組合消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力	所 掌 事 務	20 <u>関係町</u> の原子力防災対策に対する助言及び協力	所 掌 事 務	6 <u>町</u> 災害対策本部の設置	<p>第1章 総 則</p> <p>第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定めるものとする。 この考え方を踏まえ、本県において防災対策を重点的に充実すべき地域は<u>御前崎市</u>、<u>相良町</u>、<u>小笠町</u>及び<u>大東町</u>（以下「<u>関係市町</u>」という。）の全域とする。</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、県、<u>関係市町</u>、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、静岡県地域防災計画（一般対策編）第1章第3節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>4 消 防 機 関</p> <table border="1" data-bbox="1093 707 2007 912"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>相良町</u>・<u>御前崎市</u>広域施設組合 <u>消防本部</u> 小笠地区消防組合消防本部</td> <td>1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 静 岡 県</p> <table border="1" data-bbox="1093 986 2007 1134"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 <u>関係市町</u>の原子力防災対策に対する助言及び協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 <u>関係市町</u>（<u>御前崎市</u>、<u>相良町</u>、<u>小笠町</u>、<u>大東町</u>）</p> <table border="1" data-bbox="1093 1235 2007 1353"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 <u>市町</u>災害対策本部の設置</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	<u>相良町</u> ・ <u>御前崎市</u> 広域施設組合 <u>消防本部</u> 小笠地区消防組合消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力	所 掌 事 務	20 <u>関係市町</u> の原子力防災対策に対する助言及び協力	所 掌 事 務	6 <u>市町</u> 災害対策本部の設置	<p>2</p> <p>3</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>6</p>
機 関 名	所 掌 事 務																	
相良町外2町広域施設組合消防本部 小笠地区消防組合消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力																	
所 掌 事 務																		
20 <u>関係町</u> の原子力防災対策に対する助言及び協力																		
所 掌 事 務																		
6 <u>町</u> 災害対策本部の設置																		
機 関 名	所 掌 事 務																	
<u>相良町</u> ・ <u>御前崎市</u> 広域施設組合 <u>消防本部</u> 小笠地区消防組合消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力																	
所 掌 事 務																		
20 <u>関係市町</u> の原子力防災対策に対する助言及び協力																		
所 掌 事 務																		
6 <u>市町</u> 災害対策本部の設置																		

（右欄には平成14年度修正冊子のページを記載）

平成15年度 静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案 【新旧対照表】

現 行	修 正 案	頁				
<p>8 原子力事業者（中部電力株式会社）</p> <table border="1" data-bbox="141 256 1061 379"> <tr> <td data-bbox="141 256 1061 304">所 掌 事 務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 304 1061 379">12 県、<u>関係町</u>及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力</td> </tr> </table>	所 掌 事 務	12 県、 <u>関係町</u> 及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力	<p>8 原子力事業者（中部電力株式会社）</p> <table border="1" data-bbox="1093 256 2016 379"> <tr> <td data-bbox="1093 256 2016 304">所 掌 事 務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 304 2016 379">12 県、<u>関係市町</u>及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力</td> </tr> </table>	所 掌 事 務	12 県、 <u>関係市町</u> 及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力	6
所 掌 事 務						
12 県、 <u>関係町</u> 及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力						
所 掌 事 務						
12 県、 <u>関係市町</u> 及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力						
<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>1 協 議</p> <p>県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき<u>御前崎町、相良町、小笠町及び大東町</u>（以下「<u>関係周辺町</u>」という。）に計画案を送付し、相当の期限を定めて、<u>関係周辺町</u>の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、<u>関係町</u>、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県と関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、<u>関係町</u>、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 機動的な情報収集体制</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び<u>関係町</u>と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び<u>関係町</u>とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要な資料</p> <p>県は、<u>関係町</u>と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、次のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県の原子力災害対策本部設置施設（県庁別館本部管理室）及び対策拠点施設に適切に備え付けるものとする。</p>	<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>1 協 議</p> <p>県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき<u>相良町、小笠町及び大東町</u>（以下「<u>関係周辺町</u>」という。）に計画案を送付し、相当の期限を定めて、<u>関係周辺町</u>の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、<u>関係市町</u>、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県と関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、<u>関係市町</u>、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 機動的な情報収集体制</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び<u>関係市町</u>と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び<u>関係市町</u>とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要な資料</p> <p>県は、<u>関係市町</u>と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、次のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県の原子力災害対策本部設置施設（県庁別館本部管理室）及び対策拠点施設に適切に備え付けるものとする。</p>	7				
		8				
		8				
		9				

現 行	修 正 案	頁
<p>3 通信手段の確保</p> <p>県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、次のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。</p> <p>(1) 専用回線網の整備</p> <p>県と国、<u>関係町</u>との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、経済産業省、文部科学省及び<u>関係町</u>との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>対策拠点施設との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び<u>関係町</u>との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>第6節 災害応急体制の整備</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>(3) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制</p> <p>県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び<u>関係町</u>と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、<u>関係町</u>とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び<u>関係町</u>のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針を定める緊急事態対応方針決定会議等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>さらに、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとに施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた機能グループを設け、国、県、<u>関係町</u>及び原子力事業者のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする経済産業省、文部科学省、関係都道府県、<u>関係町</u>、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、第1章第7節の防災関係機関の事務又は業務の大綱に基づき、防災対策に努めるものとする。</p>	<p>3 通信手段の確保</p> <p>県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、次のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。</p> <p>(1) 専用回線網の整備</p> <p>県と国、<u>関係市町</u>との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、経済産業省、文部科学省及び<u>関係市町</u>との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>対策拠点施設との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び<u>関係市町</u>との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>第6節 災害応急体制の整備</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>(3) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制</p> <p>県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び<u>関係市町</u>と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、<u>関係市町</u>とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び<u>関係市町</u>のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針を定める緊急事態対応方針決定会議等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>さらに、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとに施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた機能グループを設け、国、県、<u>関係市町</u>及び原子力事業者のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする経済産業省、文部科学省、関係都道府県、<u>関係市町</u>、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、第1章第7節の防災関係機関の事務又は業務の大綱に基づき、防災対策に努めるものとする。</p>	<p>10</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>12</p>

平成15年度 静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案 【新旧対照表】

現 行	修 正 案	頁
<p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>県は、<u>関係町</u>に対し、国及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。また、県は、<u>関係町</u>に対し、複数の町にまたがる広域的な避難誘導計画をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p>この場合において、県は、<u>関係町</u>に対し、避難に関する次の事項について原子力災害が単独で発生した場合と、東海地震の発災後に万が一何らかの原因により原子力災害が発生した場合とに分けて、具体的に定めておくよう助言するものとする。</p> <p>(1) 地域別の避難場所</p> <p>(2) 避難の方法</p> <p>(3) 避難場所での行動</p> <p>(4) その他避難等に関する留意事項</p> <p>2 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所の整備</p> <p>県は、<u>関係町</u>に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。</p> <p>なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>県は、<u>関係町</u>に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>県は、<u>関係町</u>に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。</p> <p>3 災害弱者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>県は、<u>関係町</u>に対し、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害弱者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらに係る避難誘導体制の整備について助言するものとする。</p> <p>なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊婦等については、優先的に避難させる等十分に配慮するものとする。</p> <p>4 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>県は、<u>関係町</u>が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう<u>関係町</u>に対し助言するものとする。</p> <p>5 避難所・避難方法等の周知</p> <p>県は、<u>関係町</u>に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。</p>	<p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>県は、<u>関係市町</u>に対し、国及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。また、県は、<u>関係市町</u>に対し、複数の町にまたがる広域的な避難誘導計画をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p>この場合において、県は、<u>関係市町</u>に対し、避難に関する次の事項について原子力災害が単独で発生した場合と、東海地震の発災後に万が一何らかの原因により原子力災害が発生した場合とに分けて、具体的に定めておくよう助言するものとする。</p> <p>(1) 地域別の避難場所</p> <p>(2) 避難の方法</p> <p>(3) 避難場所での行動</p> <p>(4) その他避難等に関する留意事項</p> <p>2 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所の整備</p> <p>県は、<u>関係市町</u>に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。</p> <p>なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>県は、<u>関係市町</u>に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>県は、<u>関係市町</u>に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。</p> <p>3 災害弱者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>県は、<u>関係市町</u>に対し、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害弱者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらに係る避難誘導体制の整備について助言するものとする。</p> <p>なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊婦等については、優先的に避難させる等十分に配慮するものとする。</p> <p>4 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>県は、<u>関係市町</u>が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう<u>関係市町</u>に対し助言するものとする。</p> <p>5 避難所・避難方法等の周知</p> <p>県は、<u>関係市町</u>に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。</p>	<p>14</p> <p>15</p> <p>15</p> <p>15</p> <p>15</p> <p>15</p>

現 行	修 正 案	頁
<p>第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1 救助・救急活動用資機材の整備</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、<u>関係町</u>と協力し、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な資機材の整備に努めるとともに、<u>関係町</u>に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。</p>	<p>第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1 救助・救急活動用資機材の整備</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、<u>関係市町</u>と協力し、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な資機材の整備に努めるとともに、<u>関係市町</u>に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。</p>	16
<p>4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、国及び<u>関係町</u>と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保するため、防護服、防護マスク、アラームメータ、安定ヨウ素剤等の資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、<u>関係町</u>及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、国及び<u>関係市町</u>と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保するため、防護服、防護マスク、アラームメータ、安定ヨウ素剤等の資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、<u>関係市町</u>及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	16
<p>第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 県は、国及び<u>関係町</u>と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。</p> <p>(2) 県は、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、設備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国、<u>関係町</u>と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び<u>関係町</u>と連携し、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害弱者及び一時滞在者に対しても、災害情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 県は、国及び<u>関係市町</u>と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。</p> <p>(2) 県は、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、設備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国、<u>関係市町</u>と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び<u>関係市町</u>と連携し、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害弱者及び一時滞在者に対しても、災害情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	17
<p>第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>県は、国、<u>関係町</u>及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、<u>関係町</u>が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>県は、国、<u>関係市町</u>及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、<u>関係市町</u>が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p>	17
<p>第13節 防災訓練等の実施</p> <p>2 訓練の実施</p>	<p>第13節 防災訓練等の実施</p> <p>2 訓練の実施</p>	18
<p>(2) 国の計画に基づく訓練の実施</p> <p>県は、経済産業省が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、<u>関係町</u>、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p>	<p>(2) 国の計画に基づく訓練の実施</p> <p>県は、経済産業省が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、<u>関係市町</u>、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p>	19

現 行	修 正 案	頁
<p>第3章 原子力災害応急対策</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 特定事象発生情報等の連絡</p> <p>(1) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目標として、県をはじめ官邸（内閣官房）経済産業省、文部科学省、内閣府、<u>関係町</u>、所轄警察署、<u>関係町</u>所轄の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送信し、さらに、経済産業省、県及び<u>所在町</u>に対してはその着信を確認することとされている。</p> <p>なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>経済産業省は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちにを行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）原子力安全委員会、文部科学省、内閣府、<u>所在町</u>及び<u>県警察本部</u>等に連絡することとされている。</p> <p>原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ経済産業省、<u>所在町</u>に連絡することとされている。</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）経済産業省、文部科学省、内閣府、<u>関係町</u>、所轄警察署、<u>関係町</u>所轄の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡し、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。</p> <p>なお、県は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>県及び<u>所在町</u>は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡</p> <p>県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る<u>関係町</u>、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と共に、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた機能グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る県及び<u>関係町</u>をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p>	<p>第3章 原子力災害応急対策</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 特定事象発生情報等の連絡</p> <p>(1) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目標として、県をはじめ官邸（内閣官房）経済産業省、文部科学省、内閣府、<u>関係市町</u>、所轄警察署、<u>関係市町</u>所轄の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送信し、さらに、経済産業省、県及び<u>所在市</u>に対してはその着信を確認することとされている。</p> <p>なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>経済産業省は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちにを行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）原子力安全委員会、文部科学省、内閣府、<u>所在市</u>及び<u>県警察本部</u>等に連絡することとされている。</p> <p>原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ経済産業省、<u>所在市</u>に連絡することとされている。</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）経済産業省、文部科学省、内閣府、<u>関係市町</u>、所轄警察署、<u>関係市町</u>所轄の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡し、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。</p> <p>なお、県は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>県及び<u>所在市</u>は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡</p> <p>県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る<u>関係市町</u>、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と共に、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた機能グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る県及び<u>関係市町</u>をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p>	<p>20</p> <p>21</p> <p>21</p>

平成15年度 静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案 【新旧対照表】

現 行	修 正 案	頁
<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 警戒本部の設置準備等 警戒本部の設置準備体制 県は、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう準備態勢をとるものとする。</p> <p>関係町への連絡 県は、警戒本部の設置準備体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を関係町へ連絡するものとする。</p> <p>(4) 国及び関係町への連絡 県は、警戒本部又は災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を国及び関係町へ連絡するとともに、関係町に対して警戒態勢、町災害対策本部の設置準備又は設置について助言するものとする。</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 (中略) 原子力災害合同対策協議会の構成員は次の表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">原子力災害合同対策協議会</p>	<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 警戒本部の設置準備等 警戒本部の設置準備体制 県は、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう準備態勢をとるものとする。</p> <p>関係市町への連絡 県は、警戒本部の設置準備体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を関係市町へ連絡するものとする。</p> <p>(4) 国及び関係市町への連絡 県は、警戒本部又は災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を国及び関係市町へ連絡するとともに、関係市町に対して警戒態勢、市町災害対策本部の設置準備又は設置について助言するものとする。</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 (中略) 原子力災害合同対策協議会の構成員は次の表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">原子力災害合同対策協議会</p>	22
<p style="text-align: center;">緊急時対応方針決定会議 = 最重要事項の調整</p> <p>構成員：原子力災害現地対策本部長（経済産業省副大臣） 原子力安全委員 経済産業省原子力安全・保安院審議官 静岡県原子力災害現地対策本部長 内閣府政策統括官付企画官 浜岡町災害対策本部長 (以下略)</p>	<p style="text-align: center;">緊急時対応方針決定会議 = 最重要事項の調整</p> <p>構成員：原子力災害現地対策本部長（経済産業省副大臣） 原子力安全委員 経済産業省原子力安全・保安院審議官 静岡県原子力災害現地対策本部長 内閣府政策統括官付企画官 関係市町災害対策本部長（副本部長） (以下略)</p>	23
<p style="text-align: center;">全体会議 = 関係者の情報共有</p> <p>構成員：原子力災害現地対策本部長（経済産業省副大臣） 原子力安全委員 経済産業省原子力安全・保安院審議官 緊急事態応急対策調査委員 内閣府政策統括官付企画官 静岡県原子力災害現地対策本部長 内閣府内閣参事官（安全保障、危機管理担当） 浜岡町災害対策本部長 消防庁広域応援対策官 県警察部長クラス (以下略)</p>	<p style="text-align: center;">全体会議 = 関係者の情報共有</p> <p>構成員：原子力災害現地対策本部長（経済産業省副大臣） 原子力安全委員 経済産業省原子力安全・保安院審議官 緊急事態応急対策調査委員 内閣府政策統括官付企画官 静岡県原子力災害現地対策本部長 内閣府内閣参事官（安全保障、危機管理担当） 関係市町災害対策本部長（副本部長） 消防庁広域応援対策官 県警察部長クラス (以下略)</p>	24

現 行	修 正 案	頁
<p>4 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請 県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。 県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は関係町から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。 県警察は、原子力災害警備活動を円滑に行うため、必要があると認めるときは、県外部隊等の援助を要請するものとする。</p> <p>5 自衛隊の派遣要請等 知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係町長から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請するものとする。 また、国の原子力災害対策本部設置後においては、対策拠点施設における緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。</p> <p>6 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(2) 防護対策 現地对策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者、関係町及びその他防災関係機関に対し、防護服、防護マスク、アラームメータ等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の被ばく管理 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣等の指示に従い、関係町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、関係町に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、関係町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとする。</p> <p>2 災害弱者への配慮 県は、関係町と協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害弱者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害弱者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。</p>	<p>4 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請 県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。 県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は関係市町から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。 県警察は、原子力災害警備活動を円滑に行うため、必要があると認めるときは、県外部隊等の援助を要請するものとする。</p> <p>5 自衛隊の派遣要請等 知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市町長から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請するものとする。 また、国の原子力災害対策本部設置後においては、対策拠点施設における緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。</p> <p>6 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(2) 防護対策 現地对策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者、関係市町及びその他防災関係機関に対し、防護服、防護マスク、アラームメータ等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の被ばく管理 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣等の指示に従い、関係市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、関係市町に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、関係市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとする。</p> <p>2 災害弱者への配慮 県は、関係市町と協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害弱者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害弱者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。</p>	<p>25</p> <p>25</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>27</p> <p>28</p>

現 行	修 正 案	頁								
<p>3 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 県は、<u>関係町長</u>が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="138 316 1061 464"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th> <th>要 請 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立 入 制 限 及 び 交 通 規 制</td> <td>1 <u>関係町</u> 2 消 防 機 関 3 静 岡 県 警 察 本 部 4 清 水 海 上 保 安 部 5 東 京 空 港 事 務 所 6 道 路 管 理 者</td> </tr> </tbody> </table>	措 置 内 容	要 請 機 関	立 入 制 限 及 び 交 通 規 制	1 <u>関係町</u> 2 消 防 機 関 3 静 岡 県 警 察 本 部 4 清 水 海 上 保 安 部 5 東 京 空 港 事 務 所 6 道 路 管 理 者	<p>3 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 県は、<u>関係市町長</u>が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 316 2016 464"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th> <th>要 請 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立 入 制 限 及 び 交 通 規 制</td> <td>1 <u>関係市町</u> 2 消 防 機 関 3 静 岡 県 警 察 本 部 4 清 水 海 上 保 安 部 5 東 京 空 港 事 務 所 6 道 路 管 理 者</td> </tr> </tbody> </table>	措 置 内 容	要 請 機 関	立 入 制 限 及 び 交 通 規 制	1 <u>関係市町</u> 2 消 防 機 関 3 静 岡 県 警 察 本 部 4 清 水 海 上 保 安 部 5 東 京 空 港 事 務 所 6 道 路 管 理 者	<p>28</p>
措 置 内 容	要 請 機 関									
立 入 制 限 及 び 交 通 規 制	1 <u>関係町</u> 2 消 防 機 関 3 静 岡 県 警 察 本 部 4 清 水 海 上 保 安 部 5 東 京 空 港 事 務 所 6 道 路 管 理 者									
措 置 内 容	要 請 機 関									
立 入 制 限 及 び 交 通 規 制	1 <u>関係市町</u> 2 消 防 機 関 3 静 岡 県 警 察 本 部 4 清 水 海 上 保 安 部 5 東 京 空 港 事 務 所 6 道 路 管 理 者									
<p>4 飲食物、生活必需品等の供給 県は、<u>関係町</u>からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。</p>	<p>4 飲食物、生活必需品等の供給 県は、<u>関係市町</u>からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。</p>	<p>28</p>								
<p>第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等 1 飲料水、飲食物の摂取制限 県は、原子力安全委員会が定めた防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう<u>関係町</u>に指示するものとする。 （表略）</p>	<p>第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等 1 飲料水、飲食物の摂取制限 県は、原子力安全委員会が定めた防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう<u>関係市町</u>に指示するものとする。 （表略）</p>	<p>28</p>								
<p>2 農林水産物の採取及び出荷制限 県は、原子力安全委員会が定めた防災指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、又は<u>関係町</u>に指示するものとする。</p> <p>3 飲料水及び飲食物の供給 県は、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を<u>関係町</u>に指示したときは、県地域防災計画（一般対策編）第3章第8節の食糧供給計画及び第3章第10節の給水計画に基づき、<u>関係町</u>と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。</p>	<p>2 農林水産物の採取及び出荷制限 県は、原子力安全委員会が定めた防災指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、又は<u>関係市町</u>に指示するものとする。</p> <p>3 飲料水及び飲食物の供給 県は、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を<u>関係市町</u>に指示したときは、県地域防災計画（一般対策編）第3章第8節の食糧供給計画及び第3章第10節の給水計画に基づき、<u>関係市町</u>と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。</p>	<p>29</p>								
<p>第7節 緊急輸送活動 1 緊急輸送活動 （1）緊急輸送の順位 県は、<u>関係町</u>及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。（以下略）</p> <p>（2）緊急輸送の範囲 （中略） 緊急事態対応方針決定会議のメンバー（国及び県の現地対策本部長、町の対策本部長等）災害応急対策委員（国の原子力災害現地対策本部委員、原子力災害合同対策協議会構成員、県の原子力災害現地対策本部委員、国の専門家、緊急時モニタリング委員等）及び必要とされる資機材</p>	<p>第7節 緊急輸送活動 1 緊急輸送活動 （1）緊急輸送の順位 県は、<u>関係市町</u>及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。（以下略）</p> <p>（2）緊急輸送の範囲 （中略） 緊急事態対応方針決定会議のメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町の対策本部長等）災害応急対策委員（国の原子力災害現地対策本部委員、原子力災害合同対策協議会構成員、県の原子力災害現地対策本部委員、国の専門家、緊急時モニタリング委員等）及び必要とされる資機材</p>	<p>29</p> <p>29</p> <p>30</p>								

現 行	修 正 案	頁																																
<p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1 救助・救急活動及び消火活動 （中略）</p> <p>（3）県は、<u>関係町</u>から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った<u>町</u>に連絡するものとする。 なお、要請時には次の事項に留意するものとする。 救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間 必要とする応援の任務と人員、車両及び資機材の概数等 <u>関係町</u>への進入経路及び集結（待機）場所</p> <p>2 医療活動等 （1） 緊急時の医療措置</p> <table border="1" data-bbox="138 646 1059 1117"> <thead> <tr> <th data-bbox="138 646 313 885">傷病の程度と その症状 対応区分</th> <th data-bbox="313 646 555 710">第 1 群</th> <th data-bbox="555 646 797 710">第 2 群</th> <th data-bbox="797 646 1059 710">第 3 群</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="138 710 313 885"></td> <td data-bbox="313 710 555 885">放射線被ばく、又は放射能汚染とは直接関係なく、緊急時の混乱等により生じる一般的傷病、身体的異常、疾病の悪化等</td> <td data-bbox="555 710 797 885">急性障害は生じない程度の放射線被ばく、又は体表面及び体内の軽度の放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）</td> <td data-bbox="797 710 1059 885">臨床観察あるいは医療を要する程度の被ばく又は放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="138 885 313 941">（中略）</td> <td data-bbox="313 885 555 941">（中略）</td> <td data-bbox="555 885 797 941">（中略）</td> <td data-bbox="797 885 1059 941">（中略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="138 941 313 1117">搬 送 機 関</td> <td data-bbox="313 941 555 1117">歩行困難な者については、自主防災組織の協力を得て<u>関係町</u>及び消防機関が行う。</td> <td data-bbox="555 941 797 1117">医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は<u>関係町</u>及び消防機関が行う。</td> <td data-bbox="797 941 1059 1117">放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（4）県は、自ら必要と認める場合又は<u>関係町</u>等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 住民等への情報伝達活動 （2）県は、住民等への情報提供に当たっては、国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、国や<u>関係町</u>と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p>	傷病の程度と その症状 対応区分	第 1 群	第 2 群	第 3 群		放射線被ばく、又は放射能汚染とは直接関係なく、緊急時の混乱等により生じる一般的傷病、身体的異常、疾病の悪化等	急性障害は生じない程度の放射線被ばく、又は体表面及び体内の軽度の放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）	臨床観察あるいは医療を要する程度の被ばく又は放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）	搬 送 機 関	歩行困難な者については、自主防災組織の協力を得て <u>関係町</u> 及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は <u>関係町</u> 及び消防機関が行う。	放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。	<p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1 救助・救急活動及び消火活動 （中略）</p> <p>（3）県は、<u>関係市町</u>から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った<u>市町</u>に連絡するものとする。 なお、要請時には次の事項に留意するものとする。 救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間 必要とする応援の任務と人員、車両及び資機材の概数等 <u>関係市町</u>への進入経路及び集結（待機）場所</p> <p>2 医療活動等 （1） 緊急時の医療措置</p> <table border="1" data-bbox="1090 646 2011 1117"> <thead> <tr> <th data-bbox="1090 646 1265 885">傷病の程度と その症状 対応区分</th> <th data-bbox="1265 646 1507 710">第 1 群</th> <th data-bbox="1507 646 1749 710">第 2 群</th> <th data-bbox="1749 646 2011 710">第 3 群</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1090 710 1265 885"></td> <td data-bbox="1265 710 1507 885">放射線被ばく、又は放射能汚染とは直接関係なく、緊急時の混乱等により生じる一般的傷病、身体的異常、疾病の悪化等</td> <td data-bbox="1507 710 1749 885">急性障害は生じない程度の放射線被ばく、又は体表面及び体内の軽度の放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）</td> <td data-bbox="1749 710 2011 885">臨床観察あるいは医療を要する程度の被ばく又は放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 885 1265 941">（中略）</td> <td data-bbox="1265 885 1507 941">（中略）</td> <td data-bbox="1507 885 1749 941">（中略）</td> <td data-bbox="1749 885 2011 941">（中略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 941 1265 1117">搬 送 機 関</td> <td data-bbox="1265 941 1507 1117">歩行困難な者については、自主防災組織の協力を得て<u>関係市町</u>及び消防機関が行う。</td> <td data-bbox="1507 941 1749 1117">医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は<u>関係市町</u>及び消防機関が行う。</td> <td data-bbox="1749 941 2011 1117">放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（4）県は、自ら必要と認める場合又は<u>関係市町</u>等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 住民等への情報伝達活動 （2）県は、住民等への情報提供に当たっては、国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、国や<u>関係市町</u>と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p>	傷病の程度と その症状 対応区分	第 1 群	第 2 群	第 3 群		放射線被ばく、又は放射能汚染とは直接関係なく、緊急時の混乱等により生じる一般的傷病、身体的異常、疾病の悪化等	急性障害は生じない程度の放射線被ばく、又は体表面及び体内の軽度の放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）	臨床観察あるいは医療を要する程度の被ばく又は放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）	搬 送 機 関	歩行困難な者については、自主防災組織の協力を得て <u>関係市町</u> 及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は <u>関係市町</u> 及び消防機関が行う。	放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。	<p>3 1</p> <p>3 1</p> <p>3 1</p> <p>3 1</p> <p>3 2</p> <p>3 2</p> <p>3 3</p>
傷病の程度と その症状 対応区分	第 1 群	第 2 群	第 3 群																															
	放射線被ばく、又は放射能汚染とは直接関係なく、緊急時の混乱等により生じる一般的傷病、身体的異常、疾病の悪化等	急性障害は生じない程度の放射線被ばく、又は体表面及び体内の軽度の放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）	臨床観察あるいは医療を要する程度の被ばく又は放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）																															
（中略）	（中略）	（中略）	（中略）																															
搬 送 機 関	歩行困難な者については、自主防災組織の協力を得て <u>関係町</u> 及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は <u>関係町</u> 及び消防機関が行う。	放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。																															
傷病の程度と その症状 対応区分	第 1 群	第 2 群	第 3 群																															
	放射線被ばく、又は放射能汚染とは直接関係なく、緊急時の混乱等により生じる一般的傷病、身体的異常、疾病の悪化等	急性障害は生じない程度の放射線被ばく、又は体表面及び体内の軽度の放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）	臨床観察あるいは医療を要する程度の被ばく又は放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）																															
（中略）	（中略）	（中略）	（中略）																															
搬 送 機 関	歩行困難な者については、自主防災組織の協力を得て <u>関係市町</u> 及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は <u>関係市町</u> 及び消防機関が行う。	放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。																															

平成15年度 静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案 【新旧対照表】

現 行	修 正 案	頁
<p>2 県内全市町村への情報伝達 県は、原子力災害の状況、県や国、<u>関係町</u>等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町村に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。</p>	<p>2 県内全市町村への情報伝達 県は、原子力災害の状況、県や国、<u>関係市町</u>等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町村に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。</p>	3 3
<p>3 住民等からの問い合わせに対する対応 県は、国、<u>関係町</u>等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。なお、問い合わせ対応を実施する組織及び実施内容等については、別途要領に定めるものとする。</p>	<p>3 住民等からの問い合わせに対する対応 県は、国、<u>関係市町</u>等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。なお、問い合わせ対応を実施する組織及び実施内容等については、別途要領に定めるものとする。</p>	3 3
<p>第4章 東海地震対策</p>	<p>第4章 東海地震対策</p>	3 4
<p>第2節 警戒宣言時における対策</p>	<p>第2節 注意情報発表時等における対策</p>	
<p>1 判定会招集時等には、緊急時モニタリングの要員は県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。</p>	<p>1 <u>東海地震注意情報発表時又は警戒宣言発令時には</u>、緊急時モニタリングの要員は県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。</p>	
<p>2 <u>原子力発電所は</u>、地震防災強化計画に基づき原子力災害の発生防止対策を速やかに実施し、その実施結果を別図（3-2-1）に従い別表（4-2-1）により報告するものとする。</p>	<p>2 <u>警戒宣言発令時には</u>、<u>原子力発電所は</u>、地震防災強化計画に基づき原子力災害の発生防止対策を速やかに実施し、その実施結果を別図（3-2-1）に従い別表（4-2-1）により報告するものとする。</p>	
<p>3 <u>防災関係機関は</u>、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。</p>	<p>3 <u>警戒宣言発令時には</u>、<u>防災関係機関は</u>、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。</p>	3 5
<p>第3節 地震災害応急対策</p>	<p>第3節 地震災害応急対策</p>	
<p>2 県及び<u>関係町</u>は、1により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、県及び<u>関係町</u>の有するあらゆる広報手段を用いるとともに、報道機関の協力を得的確かつ迅速に広報するものとする。</p>	<p>2 県及び<u>関係市町</u>は、1により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、県及び<u>関係市町</u>の有するあらゆる広報手段を用いるとともに、報道機関の協力を得的確かつ迅速に広報するものとする。</p>	
<p>3 <u>関係町</u>は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。</p>	<p>3 <u>関係市町</u>は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。</p>	
<p>4 <u>関係町</u>は、避難の勧告又は指示を行うときは、気象条件、建物の被害状況、道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。</p>	<p>4 <u>関係市町</u>は、避難の勧告又は指示を行うときは、気象条件、建物の被害状況、道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。</p>	
<p>6 災害対策本部等運営要領により、現地本部を設置したときは、<u>関係町</u>に係る災害応急対策の実施、情報の収集伝達等は現地本部が所管するものとする。</p>	<p>6 災害対策本部等運営要領により、現地本部を設置したときは、<u>関係市町</u>に係る災害応急対策の実施、情報の収集伝達等は現地本部が所管するものとする。</p>	
<p>第5章 原子力災害復旧対策</p>	<p>第5章 原子力災害復旧対策</p>	3 5
<p>第2節 放射性物質による汚染の除去等 県は、国、<u>関係町</u>、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。</p>	<p>第2節 放射性物質による汚染の除去等 県は、国、<u>関係市町</u>、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。</p>	3 6

平成15年度 静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案 【新旧対照表】

現 行	修 正 案	頁
<p>第5節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>1 災害地域住民の記録</p> <p>県は、<u>関係町</u>が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式（別表5 - 5 - 1）により記録することに協力するものとする。</p> <p>第6節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>県は、国及び<u>関係町</u>と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。</p> <p>第8節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>県は、国及び<u>関係町</u>とともに、原子力発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。</p>	<p>第5節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>1 災害地域住民の記録</p> <p>県は、<u>関係市町</u>が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式（別表5 - 5 - 1）により記録することに協力するものとする。</p> <p>第6節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>県は、国及び<u>関係市町</u>と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。</p> <p>第8節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>県は、国及び<u>関係市町</u>とともに、原子力発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>平成16年3月31日までの間、この計画の「御前崎市」を「浜岡町、御前崎町」に、「関係市町」を「関係町」に、「相良町・御前崎市広域施設組合」を「相良町外2町広域施設組合」に、「市町災害対策本部」を「町災害対策本部」に、「相良町、小笠町及び大東町（以下「関係周辺町」という。）を「御前崎町、相良町、小笠町及び大東町（以下「関係周辺町」という。）に、「所在市」を「所在町」に、「関係市町長」を「関係町長」に、「市町の対策本部長等」を「町の対策本部長等」に、「市町」を「町」に読み替える。</u></p>	<p>36</p> <p>37</p> <p>37</p>